

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年五月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第二号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

**第一条** 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(期末手当及び勤勉手当の特例)

28 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第十九条第二項及び第三項並びに第二十条第二項の規定の適用については、第十九条第二項中「百分の百四十、」とあるのは「百分の百二十五、」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百十」と、同条第三項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」とあるのは「百分の百十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、第二十条第二項第一号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の八十五」と、同項第二号中「百分の三十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第二条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(期末手当の特例)

2 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第八条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十、」とあるのは、「百分の百四十五、」とする。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第三条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第

二十五号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(期末手当の特例)

2 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第六条第三項の規定の適用については、同項中「百分の百六十、」とあるのは、「百分の百四十五、」とする。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

**第四条** 教育長の給与等に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 平成二十一年六月に支給する勤勉手当に関する前項の規定の適用については、同項中「当分の間」とあるのは「平成二十一年六月に支給する勤勉手当に限り」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の八十二・五」とする。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当の取扱い)

2 平成二十一年六月の期末手当及び勤勉手当を次の表の上欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の下欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、この条例の施行後、人事委員会により行われる勧告を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

第一条の規定による改正後の一般職の職員 <sup>の</sup> 給与に関する条例(以下この表において「新給与条例」という。)附則第二十八項の規定による読替え前の新給与条例第十九条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
---

新給与条例附則第二十八項の規定による読替え後の新給与条例第十九条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
---

<p>第二条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この表において「新任期付職員条例」という。）附則第二項の規定による読替え前の新任期付職員条例第八条第二項の規定による読替え後の新給与条例第十九条第二項</p>	<p>新任期付職員条例附則第二項の規定による読替え後の新任期付職員条例第八条第二項の規定による読替え後の新給与条例第十九条第二項</p>
<p>第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下この表において「新任期付研究員条例」という。）附則第二項の規定による読替え前の新任期付研究員条例第六条第三項の規定による読替え後の新給与条例第十九条第二項</p>	<p>新任期付研究員条例附則第二項の規定による読替え後の新任期付研究員条例第六条第三項の規定による読替え後の新給与条例第十九条第二項</p>
<p>新給与条例附則第二十八項の規定による読替え前の新給与条例第二十条第二項</p>	<p>新給与条例附則第二十八項の規定による読替え後の新給与条例第二十条第二項</p>
<p>第四条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例（以下この表において「新教育長給与条例」という。）附則第五項の規定による読替え前の新教育長給与条例附則第四項の規定による読替え後の新給与条例第二十条第二項第一号</p>	<p>新教育長給与条例附則第五項の規定による読替え後の新教育長給与条例附則第四項の規定による読替え後の新給与条例第二十条第二項第一号</p>